

厚生労働大臣の定める施設基準に基づき、当院は下記の届出を行っております。

当院は保険医療機関です。

〈入院基本料に関する事項〉

- 当院の精神科病棟（中央2・3F）では1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と10人以上の看護補助職員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。
8:30～16:30までの看護職員1人当りの受け持ち数は7人以内、看護補助職員1人当りの受け持ち数は13人以内です。
16:30～8:30までの看護職員1人当りの受け持ち数は28人以内、看護補助職員1人当りの受け持ち数は28人以内です。
又、看護職員中70%以上の看護師を配置し、勤務しております。

- 当院の療養病棟（北棟）では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助職員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。
8:30～16:30までの看護職員及び看護補助職員1人当りの受け持ち数は5人以内です。
16:30～8:30までの看護職員及び看護補助職員1人当りの受け持ち数は13人以内です。
- 当院の認知症病棟（東棟）では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と8人以上の看護補助職員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。
8:30～16:30までの看護職員及び看護補助職員1人当りの受け持ち数は6人以内です。
16:30～8:30までの看護職員及び看護補助職員1人当りの受け持ち数は15人以内です。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ● 精神病棟入院基本料 15:1 (中央棟) | ● 認知症治療病棟入院料 1 (東棟) |
| ● 看護配置加算 (中央棟) | ● 認知症夜間対応加算 (東棟) |
| ● 看護補助加算 1 (中央棟) | ● 精神科身体合併症管理加算 (中央棟・東棟) |
| 夜間看護体制加算 (中央棟) | ● 精神科救急搬送患者地域連携受入加算 (中央棟・東棟) |
| 看護補助体制充実加算 1 (中央棟) | ● 診療録管理体制加算 3 (中央棟・北棟) |
| ● 療養環境加算 (中央棟) | ● データ提出加算 1 ロ (中央棟・北棟・東棟) |
| ● 特殊疾患入院施設管理加算 (中央棟) | ● データ提出加算 3 ロ (中央棟・北棟・東棟) |
| ● 後発医薬品使用体制加算 1 (中央棟) | ● 感染対策向上加算 3 (中央棟・北棟・東棟) |
| ● 療養病棟入院基本料 1 (北棟) | 連携強化加算 (中央棟・北棟・東棟) |
| ● 療養病棟療養環境加算 1 (北棟) | |

- 当院は、入院時食事療養（I）、入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。
療養病床に入院する65歳以上の方は、「入院時生活療養費」として食費（食材料費+調理費）と居住費（高熱水費相当）にかかる費用のうち標準負担額を負担していただきます。

〈「特掲診療料の施設基準」〉により、次の施設基準に適合している旨の届出を東北厚生局へ行っております。

- | | |
|-----------------------|--|
| ● 精神科作業療法 | ● C T撮影 (16列以上64列未満のマルチスライス型) 及びMR I撮影 |
| ● 精神科デイ・ケア (小規模なもの) | ● 認知症患者リハビリテーション料 |
| ● 精神科ショート・ケア (小規模なもの) | ● 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) |
| ● 重度認知症患者デイ・ケア | ● 入院ベースアップ評価料 2 3 |
| ● 認知療法・認知行動療法 | |
| ● 医療保護入院等診療料 | |

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制を別紙の通り取り組んでおります。